

清瀬市訓第2号
平成23年11月15日

各部（局）長・参事
課（局・館・センター）長 殿

清瀬市副市長 中澤 弘行

平成24年度予算編成方針について（依命通達）

1. わが国の経済

本年3月11日の東日本大震災は、津波や原子力発電所からの放射能漏れなどにより、かつて経験したことのない未曾有の大災害となり、日本経済に甚大な影響を与える結果となった。また、アメリカや欧州の債務危機を背景とする円高は、震災直後の3月17日に1ドル76円25銭の史上最高値を記録し、その後、10月になっても更に最高値を更新するなど、輸出企業の採算悪化や企業の海外移転による産業の空洞化が懸念される状況が続いている。

このような中、政府は被災地などの復旧、復興のための第1次、第2次補正予算により、震災当初寸断されていたサプライチェーンの立て直しや生産活動の回復を図ってきた結果、内閣府の10月の月例経済報告では、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、引き続き持ち直している。」と判断されるまでになってきている。

しかし、「持ち直しのテンポは緩やかになっている」と半年振りに基調判断は下方修正され、「電力供給の制約や回復力の弱まっている海外景気の下振れリスクの存在」と「デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っている」ことに注意を喚起している。

今後、10月21日に閣議決定された約1.2兆円の政府の第3次補正予

算で対応したいとされる、震災の本格的な復興と円高への総合的対応策などに注意を払っていかねばならない状況である。

2. 地域主権改革関連三法の成立

国と地方の新たな関係を構築する「地域主権改革推進一括法」などの関連三法が本年5月に成立した。「国と地方の協議の場」の法制化、国の自治体に対する「義務付け・枠付け」の廃止、議員定数の上限撤廃などの地方自治法の改正がその内容であるが、今回の三法の改正は地域主権のほんの入り口にすぎない。しかし、「地方のことは地方が決める」という分権社会に向けて大きな一歩を踏み出したことは確かであり、我々、自治体にも大きな責任と住民の期待に応えていく覚悟が問われていることを自覚しなければならない。

今後、「社会保障と税の一体改革」の推進、地方の意見を反映させた「生活保護制度」の見直しや地域の実情に応じた保育所などの設置基準、また、本年度、都道府県を対象に5,120億円を交付した「一括交付金」は、24年度には対象を市町村に広げ実施するとされながら、ここにきて政令市に限定し、一般市町村は25年度に先送りされる見込みとなっており、こういった改正や変化に柔軟に対応できるよう、受身の情報収集ではなく、積極的な情報収集が必要となっている。

また、東京都から市町村への事務移譲についても、第一段階として平成24年度当初の移譲の準備を既に進めているが、具体的な事務の内容が明らかでないものもあり、特に、財源保障など解決しなければならない課題が山積していることから、一つひとつ丁寧に課題解決を図り、「都だからできた。市だからできない。」ということのないよう、遅滞なく移譲の受入体制を整えなければならない。

3. 国家予算概算要求

本年9月末に締め切った各省からの平成24年度予算概算要求は、過去最大であった昨年の平成23年度要求総額9兆6千746.5億円を上回り総額約9兆8千468.6億円に達している。これは、「震災復興」、「原発対策」、「成長戦略」と要求額抑制の例外とした特別枠に要求が集中したためである。一般的な政策経費は、各省一律10%の削減が義務づけられたが、削減分の1.5倍まで、成長分野に重点配分する「日本再生重点化措置」

へ予算要求できるとしたこともその一因である。

そのような中、総務省の平成24年度地方交付税概算要求の概要は、1兆7兆886億円プラス事項要求により、平成23年度の1兆7兆3,734億円とほぼ同等となっており、事項要求の内容には、所得税に係る交付税率を現行の32%から40%への引き上げ、東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保が含まれている。

4. 東京都の考え方

東京都の平成24年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中でも、直面する難局に対応するとともに、大震災を乗り越えて将来をしっかりと見据えた施策を果敢に進めていくとしている。

そのために、第一に、直面する難局に対応し、都民の安全・安心を取り戻し、活力を高める確かな手立てを講ずるとともに、将来を見据え、成熟した都市の実現に向けて、これまで進めてきた施策を引き続き着実に推進し、防災力の強化など大震災によって明らかになった課題にも果敢に取り組むこと。

第二に、将来にわたって財政の対応力を堅持していくため、今まで以上に創意工夫を凝らし、無駄を排除するとともに、すべての施策を厳しく検証し、その効率性・実効性を向上させる取組を不断に徹底するなど、都庁の自己改革力を高めるべく更なる努力を続けていくことを基本として編成するとしている。

5. 清瀬市の今後のまちづくり

清瀬市のまちづくりは「ハード事業からソフト事業へ」の転換を図る中、今日の持続できるまちづくりの基盤を築いてきたところであり、そのような中、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」を基本方針に掲げた後期基本計画のもとに進めてきたまちづくりも、平成24年度には、4年目の中間点に入ることとなる。この間、市では「みどりや水」、「農のある風景」、「大学と医療施設」などをまちの個性として磨きをかけるとともに、子育てや高齢者対策などの施策展開を積極的に行なってきた結果、その行政サービスの内容が内外から高い評価を得てきたところである。昨年度には、旧都立清瀬東高等学校跡地を活用した、生涯学習や市民活動の拠点としての「コミュニティプラザひまわり」と、「清瀬市民センター」をリフ

アイン工法で斬新なデザインでグレードの高い音楽ホールとして「清瀬けやきホール」をオープンし、市制施行40周年の記念の年に新たな1ページを刻んでいる。

そのような中、市民の皆さんが、健やかに安心して暮らせるまちを築くこと、そのために、持続可能な行財政体質を確立することを目的に、「第4次清瀬市行財政改革大綱」を策定、また9月には本年度から平成27年度を期間とした「第4次行財政改革実施計画」を策定し、「人と組織の活性化」から「財政基盤の強化」の4つの体系を掲げそれぞれを実現する計画を示したところである。

併せて本年度「人材育成基本方針の改訂」と「実施計画」も策定し職員の育成に「3つの柱、20の取組み、34の方策」も定めている。

これらの2つの実施計画を着実に実施し、行財政体質を改善し、より質の高い市民サービスを行なうとともに、市長が選挙公約に掲げた政策内容である「新たな夢」を実現していかなければならない。そのためにも、我々職員が手をつなぎ、心を一つにし、新たな発想・実行力を持って「魅力あるまちづくり」を実現し、かつ、市民の負託に応えていかなければならない。

6. 清瀬市の財政状況

清瀬市の平成22年度決算状況を見てみると、長引く景気の低迷により市税収入が前年度よりも1億6,208万円の減となったが、地方交付税や臨時財政対策債発行可能額が前年度よりも大幅に増となったため、経常一般財源は前年度よりも8億1,071万円の増となった。

一方、経常経費充当一般財源は、人件費で減はあったものの、生活保護費や自立支援給付費など社会保障費の増により、前年度よりも4億8,878万円の増となった。

結果として、経常一般財源の伸び幅が充当一般財源の伸び幅を上回ったため、経常収支比率は93.3%と前年度よりも2.0ポイントの改善となっている。

平成24年度予算については、現在の経済状況を鑑みると市税が23年度よりも落ち込むことは確実で、地方交付税についても震災復興優先の国の予算を考慮すると前年度以上の伸びは期待できないと考えられる。また、税連動の交付金も同様に伸びは期待できない状況である。

一方歳出では、芝山小学校校舎大規模改造工事、小学校普通教室へのエアコン設置工事、2校の校庭芝生化工事や市庁舎耐震基本設計などの大きな財源を伴う事業が予定されているほか、生活保護費や介護保険、国民健康保険などの社会保障関係経費が増額となることや、安全で安心なまちづくりを実現するための防災対策に伴う事業費の増加も見込まれており、引き続き非常に厳しい予算編成を強いられることになるが、前段のとおり「新たな夢」の実現に向けて、財源の確保や事務の改善を図りながら将来を見据えた予算としなければならない。

7. 基本方針

平成24年度の予算編成は、市税を中心とした一般財源の不足により、財政状況が引き続き厳しいことが想定される中、学校関係の各種工事、市庁舎耐震改修関係、さらには社会保障費の増額なども見込まれるところである。

また、地方分権による事務の移譲が段階的に行われることから、政策立案や実行能力を磨き、新たな市民サービスの展開や対応ができるよう自己改革の努力をしていかなければならない。

同時に、全職員が厳しい財政状況を共通認識とし、最小限の経費で最大限のサービスを提供するという大原則により予算の見積もりに当たらなければならない。

よって、平成24年度予算は、

第一に、「行財政改革実施計画」と「人材育成基本方針実施計画」に計画されている内容を着実に実施すること。

第二に、東日本大震災を踏まえ、改めて「安全で安心なまちづくり」を推進し、全ての職員が常に危機管理意識を持ちながら市政の執行にあたること。

第三に、清瀬市固有の財産である「武蔵野の原風景」を次世代に引継ぐ責任がある。日本の国蝶である「オオムラサキ」が生息できる雑木林を復活させるため、萌芽更新を進めるなど良好な自然環境の整備を図ること。

第四に、「子育てしやすい清瀬」として、子育て支援のさらなる充実と保育環境の改善に努めること。

第五に、子ども達の「生きる力」「考える力」を養うとともに、豊かな人間性を身につけるため学力や体力の向上を図ること。そのためにも「読

書の清瀬」「スポーツの清瀬」を引き続き教育の重点施策とする。また、子どもたちが安心して学ぶことのできる教育環境の改善にも努めていくこと。

第六に、豊かな地域社会を形成するため、今まで以上に「市民協働の推進」を進めること。そのためには自治会組織率の向上と、円卓会議を各学校地区に早急に拡大すること。

各部は、これらの基本方針の下、下記事項に留意し、特に部課長職を先頭とし職員一丸となって取り組むものとする。

記

- 1) 平成24年度予算編成に当たっては、持続できるまちづくりを念頭におきつつ、職員一人ひとりが清瀬市の魅力を高めるべく、新たな発想を加えた予算を見積もること。
- 2) 歳入の見積もりに当たっては、財源の的確な把握と情報収集を徹底し、更なる増収に努めること。
 - ① 市税収入については、あらゆる手法により収納確保のさらなる向上に努めること。また、負担金、使用料及び手数料等については、公平な受益者負担の考え方の下、金額が適正かどうか、市民感覚を意識するとともに、常に他市の動向等を把握し、収入確保に努めること。
 - ② 国・都支出金については、震災の影響を受け補助率など制度改正が予想されることから、情報を正確に把握するとともに、積極的な収入確保に努めること。
 - ③ 市が保有する財産（赤道等）の把握に努め、処分できるものは積極的に売却するなど、その他の手法も含めて自主財源の確保に努めること。
- 3) 歳出の積算に当たっては、常に、徹底した見直しを行い、事務事業の改善や廃止・縮小・凍結ができないかを十分検討し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう精査の上、所管する部単位で政策的な経費などを除き、原則として、平成23年度予算額（一般財源ベース）に対して、総額2%減を所要額とすること。
- 4) 実施計画に盛り込まれた事業や市長が公約に掲げた項目については、既存事業等との整合性を十分精査し、財源等を極力捻出する中で、積極的にその実現に向けて取り組むこと。

- 5) 市議会で採択された事項や議会で約束した事項については、その内容や他市の状況等を十分調査し、既存事業等の改廃や縮小により財源を捻出する中で、実施に向けて努力すること。
- 6) 職員増や嘱託、臨時職員の採用については、事前に職員課と調整すること。
- 7) 各種補助金については、その事業執行内容を把握し、時代変化を考え、その内容や金額が適正かどうか精査・検証し適正化を図ること。また、団体への補助金については、前年度の実績報告により、適正な執行がなされているかどうかを精査し、繰越金等の状況も合わせて補助金総額が適正かどうか精査すること。また、補助金等適正化事前調査のヒアリング結果なども反映させること。
- 8) 各種負担金についても、毎年継続して支出することが当たり前とするのではなく、市民感覚に立ち、その内容等を精査し常に見直すこと。また、補助金等適正化事前調査のヒアリング結果なども反映させること。
- 9) 特別会計についても一般会計と同じ方針により予算編成を行うこととするが、それぞれの会計において極力歳入確保の努力を行ない、独立採算性の考え方を堅持し経営努力に努めること。